

平成24年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社エイジス

代表 者 代表取締役社長 齋藤 昭生

(JASDAQ コード番号 4659)

問い合わせ先 経営企画室長 福田 久也

TEL 043-350-0911

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、平成24年5月10日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「本ルール」といいます。)を継続することを本年の定時株主総会に諮ることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は平成 18年に本ルールを導入し、平成 20年6月 27日開催の第 31回定時株主総会及び平成 22年6月 29日開催の第 33回定時株主総会でその継続をご承認いただきました。その後も、買収防衛策をめぐる処々の動向を踏まえ、当社における買収防衛の在り方について検討を重ねてまいりました。その結果、前回継続承認から 2年間を経た本年、当社取締役会は引き続き企業価値および株主共同の利益の確保または向上させることを目的として、本年の定時株主総会において、本ルールの継続を諮ることを決定いたしました。

本ルールの内容は、一部に表現の修正は加えさせていただきましたが、導入時のルールとほぼ同一であります。

本ルールの内容は、以下のとおりです。

第1 当社における企業価値・株主共同の利益の向上について

当社は、昭和 53 年に創業し、実地棚卸サービス事業を中心に、その他流通業周辺サービス事業を営んできました。当社は、主に流通小売業、チェーンストアの顧客企業様の資産(商品、原料、部品、設備、器具等)を、顧客企業様の企業経営とは独立して、第三者的立場から数量、金額等を定量的に実査する実地棚卸サービスを展開してまいりました。当社の事業は、顧客企業様の企業経営とは独立して、第三者的立場から定量的に実査できる体制が、当社の重要な企業価値のひとつとなっております。そして、当社は、

第三者的立場から実査することによる顧客企業様との間の信頼関係に支えられております。

また、当社は、昭和 53 年からこれまでに培われてきた実地棚卸サービスに関する特別な技術ノウハウを保有しており、当社の技術ノウハウは、長い年月をかけて当社に受け継がれ、蓄積されたものであります。そのような技術ノウハウは、当社の役員および従業員によって、これからもさらに蓄積されていくものと考えております。

さらに、当社は高いマーケットシェアを有しており、どの資本系列にも属さない独立性と長期安定的な 顧客との関係維持によって、当社の主な顧客企業様であります流通小売業、チェーンストアの経営の健全 化に大きく貢献しております。このような顧客との長期安定的な関係が維持されることが、当社の企業価 値を支えております。

以上のような当社の企業価値の基礎ともいうべき特徴を堅持し、発展させることにより、当社の株主共同の利益も大きく向上させることが可能であると考えております。そこで、今後も独立的立場を堅持し、技術ノウハウをさらに蓄積していくとともに、顧客との長期安定的な関係を維持していくことが、当社の株主共同の利益の維持、向上にとって重要であると考えております。

このような当社の企業価値をこれからもより向上させ、株主共同の利益を維持・向上するよう今後とも 努力を重ねていく所存です。

第2 本ルールを導入した目的

本ルールは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上させる目的をもって導入したものです。

当社は、当社の株主共同の利益の確保または向上につながる株式の大量取得を否定する意思はありません。また、当社の支配権が移転するような株式の大量取得行為及びその提案についての是非を判断するのは、最終的には株主様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

ただ、株式の大量取得行為の全てが当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものとは限らず、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上にとって脅威となるものも含まれております。そして、株式の大量取得行為またはその提案が、当社の株主共同の利益の確保または向上につながるかどうかを判断するためには、当社株式を大量取得する目的、大量取得後の経営方針等を検討するための十分な時間と資料を確保した上で、場合によって交渉などを行う必要があります。

当社の企業価値は、前述のとおり、独立的立場の堅持と技術ノウハウの蓄積、顧客との長期安定的な関係の維持によって支えられており、企業価値の維持・向上のためには、顧客企業様との間で独立性を堅持するとともに、顧客企業様との関係および技術ノウハウの毀損、流出を防ぐ必要があります。いったん毀損、流出してしまったものを取り戻すことは容易ではありません。そこで、当社の企業価値の基礎を毀損、流出させるような買収者を事前に排斥するとともに、当社の株主共同の利益を真に確保または向上させる買収者の提案のみを受け入れることができるようにするため、本ルールを導入いたしました。本ルールに従う限り、買収提案が企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるか株主の皆様が適切に判断できるため、本ルールの導入によって企業価値を確保・向上させることができると判断いたしました。

以上のようないわゆる買収防衛策の是非は、当社としては株主の皆様にご判断いただくものと考えており、本年の定時株主総会において本ルールの継続について株主の皆様の過半数の承認をいただく予定です。

第3 本ルールの内容

1. 考え方

本ルールは、当社に対する買収行為に対して、当社株主の皆様が最終的な適否の決断を下すことができるよう、買収行為に応じるべきか否かを適切に判断できる十分な情報と時間を確保するために設定するものであります。

当社株主の皆様から当社の経営を委託された取締役としては、そのような当社株主の皆様の適正な意思 決定の機会を奪うような濫用的買収を防ぎ、当社株主の皆様の利益を守ることが取締役としての職責であ ると考えます。

ここで、買収行為とは、

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付をいいます。

ただし、買収行為を行う者(以下、「買収者」といいます。)の属性、買付の目的等から、株主共同の利益を害しないことが明らかな場合は、取締役会において本ルールを適用しない旨の決定をすることができるものとし、その場合、買収者は、本ルールによることなく買付を行うことができるものとします。

- 注1:金融商品取引法第27条の23第1項に定義する株券等をいいます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。
- 注2:金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。
- 注3:金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。
- 注4:金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
- 注5:金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付をいいます。
- 注6:金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。
- 注7:金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。

2. 買収提案書の提出

買収者が当社の株式を大量取得しようとする場合には、取得行為に先立ち、当社代表取締役宛に、当該 買収者の氏名・名称、買収提案者の本店の所在地、代表者の氏名、担当者の氏名、連絡先(電話、FAX、 メールアドレス等)、買収提案の具体的内容の概要を記載した買収提案書を提出していただきます。

3. 情報の提供

当社は、買収提案書を受領した日から5営業日以内に、買収提案書を提出した者(以下、「買収提案者」といいます。)に買収提案説明書記載情報リストを交付し、買収提案者に対し、具体的な買収行為に先立ち、下記情報を内容とする書面または電磁的記録(以下、「買収提案説明書」といいます。)の提供を求めます。

- ① 買収提案者の概要
- ② 買収提案者による当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法
- ③ 対価の算定根拠および買付資金の裏付け

- ④ 買収提案者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- ⑤ 買収完了後の経営方針および事業計画
- ⑥ 買収完了後の従業員の処遇
- ⑦ その他当社が買収提案者に交付する買収提案説明書記載情報リストに掲げる事項

買収提案者より提供を受けた買収提案説明書の記載内容に不備または不明瞭な点がある場合は、下記7に定める企業価値検討特別委員会が十分な情報が提供されたと判断するまで、当社は買収提案者に対し、 すみやかに情報の補充を求めます。また、当社は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる情報について、適切な時期にその全部または一部を開示いたします。

4. 取締役会の評価期間および株主の熟慮期間の確保

当社取締役会は、当社取締役会が買収提案者の買収提案の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案などを行うための期間および株主の熟慮期間(以下、「評価熟慮期間」といいます。)として、企業価値検討特別委員会が十分な情報が提供されたと判断した日から 60 日間または 90 日間(どちらの期間とするかは、企業価値検討特別委員会が、買収提案の内容、買収行為の態様などを考慮して判断します。)をいただきます。評価熟慮期間が経過した場合、買収者は、具体的な当社株式の買付行為を開始することができます。

5. 当社の買収行為に対する対応方針

買収者または買収提案者が、本ルールに従う限り、当社取締役会は、当該買収に対する反対の意見表明、 当社株主に対しての説得など以外に具体的な対抗措置をとらないものとします。もっとも、その場合であっても、当社の設置する企業価値検討特別委員会が、当該買収行為によって当社の企業価値(企業が生み出すキャッシュ・フローの割引現在価値を想定するものとする。以下同じ。)が毀損されると判断した場合、当社取締役会は企業価値検討特別委員会の勧告に基づき下記6に定める対抗措置をとる場合があります。

また、買収者の買収が当社の企業価値を向上するか否かの判断は企業価値検討特別委員会が独立して行い、当社取締役会はその意思を最大限尊重するものといたします。

他方、買収者が本ルールに従わないで、当社の株式の大量取得行為を行った場合、企業価値検討特別委員会の勧告に基づき当社の企業価値の毀損・減殺防止のため必要かつ相当と認められる範囲において下記6に定める対抗措置をとることがあります。

6. 当社が予定する具体的な対抗措置

当社は、当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等会社法その他の法令または定款によって取締役会に認められる対抗措置をとります。具体的な対抗措置は、状況に応じて、当社株主の皆様全体の利益を必要以上に害することのない適切かつ妥当な手段を選択いたします。

対抗措置として新株予約権を発行する場合、その行使条件として、議決権割合が 20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を定めます。詳細については、取締役会において、別途定めるものとします。

7. 企業価値検討特別委員会の設置および活動

(1) 企業価値検討特別委員会の設置

各対抗措置の発動に関する最終判断は当社取締役会が行うことから、その判断の公正を担保するため、 当社は3名以上の委員からなる企業価値検討特別委員会を設置いたします。企業価値検討特別委員会の 構成員は全て当社と何ら利害関係のない独立した第三者(注1)から選任いたします。委員の任期は2 年です。

注1: 当社と何ら利害関係のない独立した第三者とは、次の要件に該当しない者とする。

- (i) 過去および現在において、当社および当社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。以下同じ。)の業務執行者(注2)であったことがあること。
- (ii) 当社または当社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、または、過去2年以内に受けていたこと(報酬等は除く。)。
- (iii) 当社または当社の主要な取引先である者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずる者であること。
- (iv) 過去2年間に合併、吸収分割または事業の譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当社の社外取締役または監査役でなく、かつ、消滅会社等の業務執行者であったこと。

注2:業務執行者とは、次に掲げるものとする。

- (i)業務執行取締役、執行役その他の法人の業務を執行する役員
- (ii)業務を執行する役員、法人が業務を執行する社員である場合に当該法人が選任する当該業務を執行する社員の職務を行うべき者 その他これに相当する者

(2) 企業価値検討特別委員会の活動

企業価値検討特別委員会は、買収提案者の提案内容、本ルールの遵守状況、本ルールへの対応態度 等買収者および買収提案者に関するあらゆる情報を参考にして、以下の点につき、当社取締役会とは 独立して判断し、適切な時期に当社取締役会に勧告を行うものとします。企業価値検討特別委員会は、 常に当社の企業価値・株主共同の利益が向上するかどうかという視点に立って判断し、当社取締役そ の他株主以外の第三者の利益を図ってはならないことを規則で明示するものとします。当社取締役会 は、企業価値検討特別委員会の判断を最大限尊重いたします。

- ① 評価検討期間の設定
- ② 買収提案者の情報提供の完了の有無の判断
- ③ 買収提案者の本ルール遵守・不遵守の評価
- ④ 買収提案者の提案内容が当社の企業価値を毀損させるかどうかの判断
- ⑤ 防衛策の発動・不発動の判断
- ⑥ その他取締役会から判断を求められた事項
- (3) 企業価値検討特別委員会の判断基準

企業価値検討特別委員会(以下、「委員会」といいます。)の判断基準は、規則によって定めるものとします。概要は以下のとおりです。

① 評価検討期間の設定

委員会は、次の基準にしたがって、評価検討期間の設定を行うものとします。委員会が評価検討 期間を設定した場合、設定した期間およびその理由を直ちに公表するものとします。

- 一 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間
- 二 一以外の場合は90日間
- 三 一、二にかかわらず、買収者の概要、買収提案の内容等を総合考慮して、60日間または90日間が不相当であると委員会が認めたときは90日以内の期間で委員会が相当と認めた期間

② 買収提案者の情報提供の完了の有無の判断

委員会は、買収提案者の提供した全ての情報により、買収提案の内容、買収による企業価値の向上の有無・内容・程度、買収により株主・投資家に与える影響、買収により生じるリスク等を取締役および株主が判断できると認めたときは、買収提案者の情報提供が完了したと判断するものとします。 買収提案者の情報提供の完了の有無は、買収提案者が最後に情報を提供した日から7日以内に判断して、当社取締役会および買収提案者にその結果を通知するものとします。

③ 買収提案者の本ルール遵守・不遵守の評価

委員会は、買収提案書が提出された時から買収者および買収提案者(以下、「買収者等」といいます。)の本ルールの遵守状況を常時監視し、遵守しなかったと評価したときは、直ちに公表・開示するものとします。

④ 買収提案者の提案内容が当社の企業価値を毀損させるかどうかの判断

委員会は、当社取締役会ならびに買収者および買収提案者から提供された情報、買収提案者の態度 その他の事情を総合的に考慮して、買収提案者の提案内容が当社の企業価値を毀損させるかどうかの 判断を行います。

⑤ 防衛策の発動・不発動の判断

委員会は、買収者または買収提案者が本ルールを遵守しないときは、原則として、防衛策の発動を 取締役会に勧告するものとします。ただし、本ルールの不遵守が軽微にとどまる等防衛策の発動が適 当でないと委員会が判断したときは除きます。

委員会は、買収者の当社株式の取得行為が当社の企業価値を毀損させると判断したときは、取締役会に対し、防衛策の発動を勧告することができるものとします。

委員会は、買収提案者の提案内容が、当社の企業価値を著しく向上させるものと判断したときは、いつでも、取締役会に対し、防衛策の不発動を勧告することができるものとします。

なお、買収提案者の提案内容が、企業価値を著しく向上させるものでなく、かつ企業価値を毀損させるものでもないと委員会が判断したときは、防衛策について発動・不発動の勧告は控えるものとし、株主の皆様の判断に委ねることとします。

⑥ その他取締役会から判断を求められた事項

委員会は、取締役会から判断を求められた事項につき、委員会が有する全ての情報を勘案して判断を行います。

8. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本ルールが株主・投資家に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様が買収提案に応じるか否かの判断をするために必要かつ十分な情報および時間を確保するとともに、当社取締役会の意見および代替案の提示を受ける機会を保証する目的で設定されております。本ルールを設定することにより、当社株主の皆様は、十分な情報および時間を確保した上で、買収提案に応じるか否かの適切な判断をすることが可能となります。また、本ルールを設定することにより、株主の皆様の利益を害するような買収に対しては適切な防衛策を適法かつ安全に発動できるようになりますので、株主の皆様に安心して株式をお持ちいただけるものと考えております。したがいまして、本ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行

う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。 なお、上記5で述べましたとおり、買収者等が本ルールを遵守するか否かにより、当社の対応方針 が異なりますので、買収者等の動向にはご注意くださいますようお願いいたします。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置を発動した場合、対抗措置により当社株主の皆様の権利に変動が生じる場合がございますが、当社株主の皆様(買収者等を除きます。)の法的権利または経済的利益の側面において格別の損失を蒙るような対抗措置は想定しておりません。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行につきましては、株主の皆様に対し、その保有する株式 1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を経なければ、他の株主の 皆様による本新株予約権の行使によって、保有する当社株式が希釈化することになりますので、ご注 意ください。

対抗措置発動の際には、株主の皆様にお取りいただく手続等の詳細を速やかに開示いたしますので、 当社の開示情報にご注意ください。

9. 買収者に与える影響等

(1) 本ルールが買収者に与える影響等

本ルールは、当社の株主共同の利益を向上する買収提案を拒否するものではありません。買収者等についても、本ルールを遵守する限り、当社の株主共同の利益を向上する買収を適切に行うことが可能になります。

したがいまして、本ルールの設定は、買収者等に不当な不利益を課すものではなく、当社を買収することにより得られる買収者等の利益と当社の株主共同の利益の向上という利益を同時に享受することができる手続を定めるものであって、当社の株主共同の利益を向上しようとする買収者等の利益に資するものと考えます。

(2) 対抗措置発動時に買収者等に与える影響等

本ルールに基づき対抗措置が発動されるのは、濫用的買収者その他当社の企業価値を損なうおそれのある買収がなされた場合に限定されます。

対抗措置のうち、新株予約権を発行する場合、買収者等は新株予約権を行使できない結果、買収者 等の保有する当社株式が希釈化することになります。

10. その他

当社取締役会は、今後も継続して、会社法、金融商品取引法等関連法令に関する改正の動向等も踏まえた上で、企業価値・株主共同の利益の維持・向上という観点から、適切な時期に必要に応じて本ルールの変更等を行っていく予定です。

また、本ルールは、本年の株主総会後、原則として2年後に、定時株主総会でその継続、廃止の是非を確認することにより、株主の皆様の意思を本ルールに反映させていくこととなっております。具体的には、定時株主総会において、本ルールについて出席株主の皆様の過半数の承認をいただくことにより、本ルールを継続するものとし、本ルールについて出席株主の皆様の過半数の承認が得られなかった場合

には、その時点で本ルールを廃止いたします。ただし、期中に本ルールを大幅に変更したときまたは取締役会が本ルールの継続、廃止の是非につき株主の意思を確認する必要があると判断したときは、変更または判断後最初の定時株主総会または臨時株主総会で改めて本ルールの継続、廃止の是非を確認することといたします。

以上のように、本ルールは、導入後は株主の皆様の判断でその継続、廃止を決定するものであり、いわゆるデッドハンド型、スローハンド型と呼ばれる対応策ではありません。

新株予約権の概要

1 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。) 1株につき 1 個の割合で新株予約権を割当てる。

2 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、861万個を上限として、当社取締役会が定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4 新株予約権の発行価額

無償とする。

5 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

6 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会に て別途定めるものとする。

以上

企業価値検討特別委員略歴

企業価値検討特別委員会の委員は、以下の3名です。

川上照男

【略歴】

昭和 56 年 監査法人榮光会計事務所入社 昭和 60 年 監査法人朝日新和会計社入社 平成 2年 アーンストアンドヤング社入社 平成 5年 アーサーアンダーセン社入社 平成 8年 朝日監査法人入社 平成 16年 有限会社オフィス・あさひ 代表取締役 川上公認会計士事務所 (現在)

西山 茂

【略歴】

昭和59年 監査法人サンワ事務所入社 昭和62年 公認会計士資格取得 米国ペンシルバニア大学ウオートンスクール経営学修士 平成 2年 課程修了 平成 2年 監査法人トーマツに復帰 平成 7年 株式会社西山アソシエイツ設立 平成 12 年 早稲田大学 客員助教授 平成 18年 早稲田大学大学院 教授 (現在)

野間 自子

【略歴】

昭和 61 年 早川総合法律事務所入所 平成 4年 さくら共同法律事務所入所 平成 7年 大島総合法律事務所入所 平成 11年 三宅坂総合法律事務所入所 パートナー弁護士 (現在) 平成 19年 日本知的財産仲裁センターの事業に関する委員会委員 (現在) 平成 20年 日弁連日本知的財産仲裁センター運営委員会委員 (現在)

(五十音順、敬称略)